

議案第 9 1 号

交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 下水道事業への地方公営企業法の全部適用及び水道事業と下水道事業との組織統合を目的として、所要の改正を行いたいため。

交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

交野市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加える。

第2条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第2条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。第4条第1項において「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和8年4月1日から適用する。

第3条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域は、交野市松塚、梅が枝、郡津1丁目から5丁目、幾野1丁目から6丁目、倉治1丁目から9丁目、東倉治1丁目から5丁目、神宮寺1丁目から2丁目、青山1丁目から5丁目、向井田1丁目から3丁目、私部1丁目から8丁目、私部西1丁目から5丁目、私部南1丁目から4丁目、寺1丁目から4丁目、寺南野、森南1丁目から3丁目、森北1丁目から2丁目、私市1丁目から9丁目、私市山手1丁目から5丁目、天野が原町1丁目から5丁目、藤が尾1丁目から6丁目、妙見坂1丁目から7丁目、妙見東1丁目から3丁目、妙見東4丁目の一部、妙見東5丁目、南星台1丁目から4丁目、南星台5丁目の一部、星田1丁目から9丁目、星田北1丁目から9丁目、星田山手1丁目から5丁目、星田西1丁目から5丁目、大字倉治及び大字寺並びに大字森の標

高 OP+ 8 0 m 以下の地域、大字星田の標高 OP+ 8 0 m（一部 OP+ 1 2 0 m）以下の地域及び大字私市の標高 OP+ 8 0 m（一部 OP+ 1 5 0 m）以下の地域とする。

(2) 給水人口は、77,790人とする。

(3) 1日最大給水量は、23,500立方メートルとする。

3 下水道事業に係る公共下水道の排水区域は、交野市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

第3条第4項を削る。

第4条第1項中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に、「水道局」を「上下水道部」に改める。

第5条第1項中「水道局」を「上下水道部」に、「50人」を「60人」に改める。

第7条から第9条までの規定中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第10条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「作成しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第3項中「作成できなかつた」を「提出できなかつた」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（交野市下水道事業の設置等に関する条例の廃止）

2 交野市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年条例第26号）は、廃止する。

（交野市情報公開条例の一部改正）

3 交野市情報公開条例（平成10年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（交野市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

4 交野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(交野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

- 5 交野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(交野市行政手続条例の一部改正)

- 6 交野市行政手続条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(交野市職員定数条例の一部改正)

- 7 交野市職員定数条例（昭和30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「439人」を「429人」に改める。

(交野市下水道条例の一部改正)

- 8 交野市下水道条例（昭和53年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「交野市下水道条例施行規則（昭和53年規則第7号。以下「規則」という。）」を「交野市下水道条例施行規程（令和 年上下水道事業管理規程第 号）」に改め、同項第2号中「規則の」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（第6条第1項ただし書を除き、以下「管理者」という。）が」に改め、同項第3号及び第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第5条の2第3号、第5号、第6号及び第11号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第6条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に

基づき下水道事業に同法の規定の全部を適用することに伴い同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第6条の2第1項中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改め、同条第2項中「前条第1項」を「前条第1項本文」に、「市長」を「管理者」に改める。

第6条の2の2中「市長」を「管理者」に、「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第6条の3第1項各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に、「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同項第3号中「交野市下水道排水設備指定工事店に関する規則（平成10年規則第4号。以下「指定工事店規則」という。）」を「交野市下水道排水設備指定工事店に関する規程（令和 年上下水道事業管理規程第 号。以下「指定工事店規程」という。）」に改め、同項第4号イ中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第6条の6各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に改め、同条第1号中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改め、同条第2号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条の7第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「指定工事店規則」を「指定工事店規程」に改める。

第6条の8及び第6条の9中「指定工事店規則」を「指定工事店規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第6条の10第1項中「市長」を「管理者」に、「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第9条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「、代理人」を削り、「市長」を「管理者」に改める。

第12条、第13条、第14条第1項及び第2項並びに第16条から第20条までの

規定中「市長」を「管理者」に改める。

第21条第2項第1号ただし書から第3号までの規定中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「、「管理者」とあるのは「市長」と」を削り、同条第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第22条中「、「管理者」とあるのは「市長」と」を削る。

第23条、第25条から第28条まで、第30条、第31条、第33条から第36条まで並びに第40条中「市長」を「管理者」に改める。

(交野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

9 交野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公営企業管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第4条中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項ただし書中「規則で」を「管理者が」に改める。

第6条、第7条第2項、第8条第1項、第9条、第10条及び第11条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部改正)

10 企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤勉手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

(交野市水道事業給水条例の一部改正)

11 交野市水道事業給水条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第8条の見出し中「施工」を「施行」に改め、同条第1項中「施工する」を「施行する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「前項」を「前項本文」に、「施工する」を「施行する」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第32条第2項及び第41条第2項中「施工した」を「施行した」に改める。

（交野市水道事業経営審議会条例の一部改正）

12 交野市水道事業経営審議会条例（令和2年条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交野市水道事業及び下水道事業経営審議会条例

第1条中「交野市水道事業経営審議会」を「交野市水道事業及び下水道事業経営審議会」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「本市水道事業経営」を「本市水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経営」に改め、同条第1号中「水道事業経営」を「上下水道事業の経営」に改め、同条第2号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第3条第2項第3号を次のように改める。

(3) 上下水道使用者

第8条中「水道局総務課」を「上下水道部」に改める。